

広報きたうら



No. 190

昭和52年5月30日発行・発行と編集
茨城県行方郡北浦村役場 ☎02915-2111



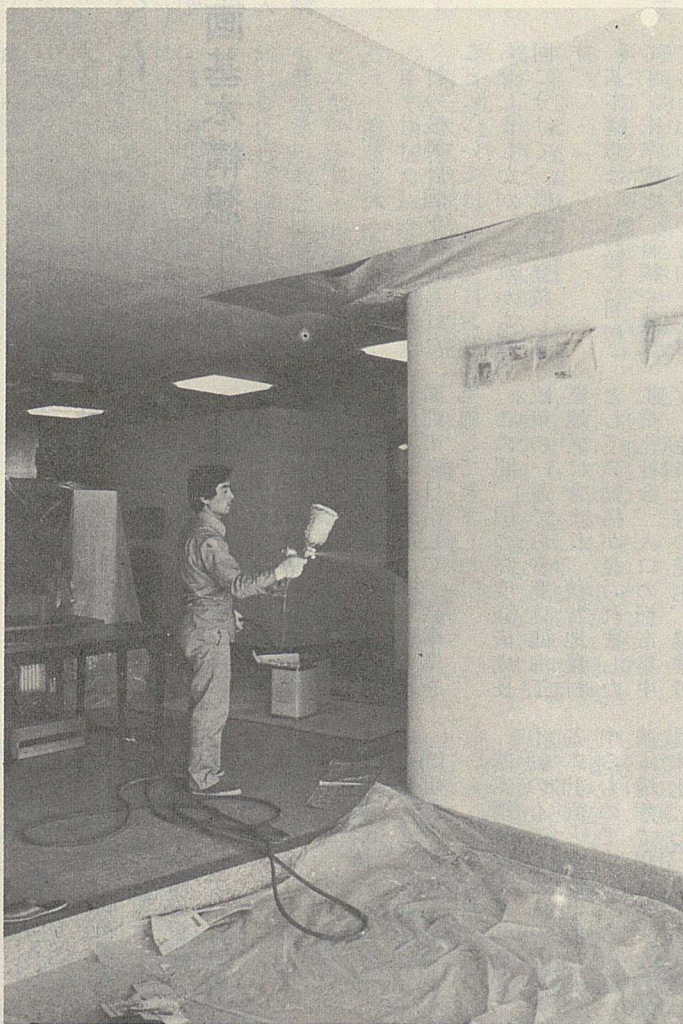
北浦村老人福祉センター休養ホーム「北浦荘」 ☎2821

北浦村老人福祉センター
休養ホーム

「北浦荘」をご利用ください

改装しきれいになって再出発

「北浦荘」は、この四月から、北浦村で経営しています。現在、畳替えや浴室の修理、内外部の塗装（写真）を行なっています。今月には改装も終り、きれいになって、みなさんに使っていただける予定です。おじいちゃん・おばあちゃんのいこいの場として、また各種の集会などに広く利用してください。送迎用のマイクロバスも用意できています。



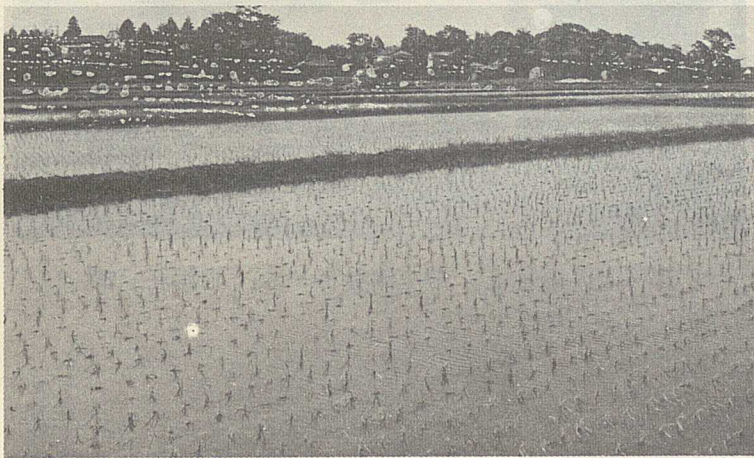
水と緑の豊かな

水郷田園都市づくり

北浦村振興計画基本構想

【シリーズ】

北浦村の未来を追って



村の振興計画が定められたことについては、すでにおしらせしましたが、これから数回に分けて、概要を掲載します。

基本構想は、「村政の目標」です。未来像と、目標を達成するための施策の方向を述べてあります。

計画の遂行にあたっては、みなさんの建設的な協力が、もっとも重要です。北浦村の輝かしい未来への発展のため、心から願っています。

今回は、この計画がどのような目的でつくられ、将来にむかってどんな未来像が描かれているかを述べました。

第1 計画策定の目的と性格

2 計画の性格

この計画は、昭和五十一年を初年とし、昭和六十年を目標年度とする諸施策であり、つぎのように分けて立案策定しています。

- (1) 基本構想 長期計画 昭和51年～60年
- (2) 基本計画 中期計画 昭和51年～55年
- (3) 実施計画 短期計画 昭和51年～53年

基本構想は未来の構想で、不動のものではありません。基本計画と実施計画の基礎とするものです。基本計画には、基本構想で掲げられた施策を具体化した、比較的長期にわたるものです。実施計画は、基本計画を実施するための具体的スケジュールで、予算編成の指針となります。

社会情勢の変動が激しい時代ですから、毎年計画を見直し、検討を加え、改訂もしてゆきます。

実現は村独自のみで達成できません。国・県の積極的指導と援助をうけますが、何よりも全村民の建設的協力が最

も重要です。

第2

北浦村の未来像

北浦村の基本目標

産業間の所得格差の増大により、農業は全般的に後退をし、一部の農業従事者は他産業へ流動したが、県全体の中での専業農家は第2位で、依然として農業は基幹産業です。

この現状は、今後もつづくと予想されるので、農業振興施策に重点を置きながらも、国・県の進める国土利用計画等に調和し、自然環境の破壊に充分な対策をもった工業開発を選択的に導入し、農業と商工業との調和ある豊かで住みよい水郷田園都市づくりをこの計画の基本目標とします。

2 地域の動向（沿革）

村の中央部一帯は関東ローム層の台地で、山田・武田の二河川が北浦へ注いでいる。台地部は畑地と山林。低地部は水田として利用され、一毛作田が多く、ハス・セリ等の

栽培が産地形成されている。湿地で耕地整理も少規模であり、河川が未改修のため、しばしば水害を受けている。気候は温暖だが、台地は早害を受けやすい。水郷北浦として景色もよく、県道は舗装され、交通社会に対応できる状態となった。鹿行大橋の完成で陸の狐島の時代とは一新された。

なお、北浦の漁業は衰退とばかり言いがた、フナ、ワカサギなどが水揚げされており、釣の名所にもなっている。

3 人口の見通し

昭和四十五年までは急激に低下していたが、その後は、非常にゆるやかなものになった。国鉄鹿島線の開通、道路網の整備、宅地開発、工業導入等により、人口動態はゆるやかな横ばい状態がつづくと思われる。

長期的には増加することも予想され、昭和六十年には、一万二千人を見通とした。

4 産業の構造

北浦村は大別して、台地・水田・住宅区域に分けられる。台地区域は、畑作中心の畜産、林業を含む施設経営の整備計画を期待し、近隣サービ

農家の消費経済が急速に進み、農外現金収入を求めて離農、あるいは兼業化が続出している。このような都市的性格の強まる中で、北浦村は、農・商・工の発展の調和を図り、共存共栄のために近代化を強力に進める。

第一次産業は、転職、兼業の増加で規模縮小型と拡大型に分化し、施設型農業の形態が定着すると想われる。また多角的な事業を進める中で次第に都市近郊型農業が定着するだろう。

5 各地区の役割

北浦村は、昭和四十三年に作成された「北浦村振興計画」に基づいて、農業の振興を基本として純農村的形態を策定し、近郊農業と観光資源を配した、水と緑の豊かな水郷田園都市を目指して、諸事業を実施してきた。

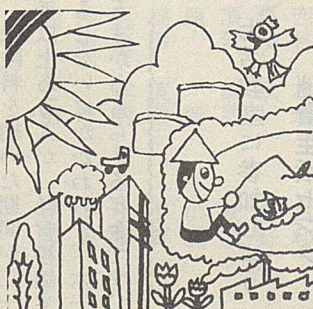
6 豊かな村民生活

ス地区と言え。水田区域は北浦セリ、北浦連根の特産地として、基盤整備事業と相まって優良農地を確保し、基幹農家の調和ある発展を期待する。住宅区域は、北浦湖岸を南北に走る県道沿いに市街地を形成し、商業の中心である。風光明媚で、観光レクリエーション地区として開発できる要素もある。上下水道施設等により、文化的生活環境の整備を期待している。

各地区は、それぞれ独立したのではなく、相互に関連しながら、全体的発展と生活水準の向上を図ることです。

北浦村は発足当初より、都市近郊農業と観光資源を配した。水と緑の豊かな水郷田園都市づくりを目指しており、現在も引継ぎ進めています。

しかし、民間業者の開発はスプロール現象を生み、これからは、開発に対し行政指導を強化し、優れた自然環境の確保に努めるべきです。環境に調和した、豊かな村を目ざすため、居住環境の向



臨時会

五月十八日に、第五回の臨時会が開かれ、税条例の改正と、人権擁護委員の推薦が行なわれました。

■報告第2号

専決処分承認を求めるとのことについて
軽自動車税の改正を行なったことを報告し、承認されました。

改正のおもな点は、つぎのようになります。

○村民税

- 1 個人の村民税の所得控除が、基礎控除額19万20万円、扶養控除額17万19万円などに引上げられました。
- 2 法人村民税均等割の税率の引上げが、資本金が一千万円以下のもの七千二百円から八千円などに行なわれました。

○電気税の免税点が、二千万円から二千四百円になりました。

○軽自動車税の改正

- 1 道路運送車両法の規定による排ガス適合車の軽自動車税は、昭和五十二年度に限り改正前の税率にすえ

置きます。

- 2 村内で軽自動車等の所有者の変更があった場合は月割課税はしません。

■諮問第一号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
六月十五日で倉川光輝さんが任期満了となるため、再任について意見を求めたところ承認をされました。

■議案第27号

北浦村民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税の一部改正に伴い、国保税条例の一部を改正しました。

- 1 擬制世帯主に係る保険税の賦課を廃止しました。世帯割は現行どおり賦課されます。
- 2 賦課限度額が十五万円から十七万円に引上げました。
- 3 被保険者の異動については、すべて月割賦課を行ないます。

などが主な改正点です。

水の事故を防ぐため

講習会をうけませんか

夏といえば、水泳や舟遊び釣等楽しいシーズンですが、きまっただよに悲報が伝えられます。

もし、その付近に水上安全法の心得のある方がいたら、また、少しでも泳ぐことが出来たなら、尊い生命が失なわれずにすんだケースは決して少なくありません。

日本赤十字社では、毎年水のシーズンにさきがけて広く一般の方を対象に

- (1) 泳げない人を泳げるようにする「初心者水泳教室」
- (2) 溺れている人を助ける「溺者救助法」
- (3) 溺れて呼吸が停止した人を蘇生させる「人口呼吸法」

などの講習会を開催します。日本赤十字社茨城県支部と県教育委員会が主催で、つぎのような講習内容で予定しています。

- ①初心者水泳教室 ②お母さん水泳教室 ③救助員養成

善意の窓

○新城小へ

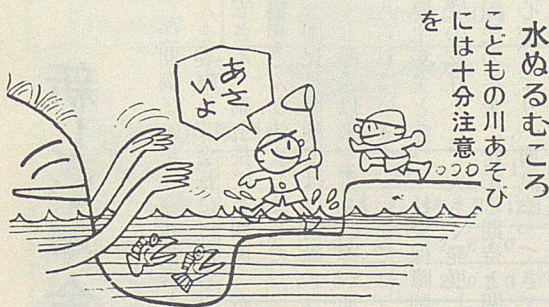
- ・ホーキ二四本、雑布一七四本
- ・次木老人会長増田哉
- ・ホーキ四、雑布三〇〇本
- ・内宿老人会（会長大久保広）
- ・ボール空気入二個 岡部寛次

- ・デスクオルガン一台 五二年度入学生一同
- ・油粕一俵 額賀淳

○要小へ（防音校舎建設による特別同窓生として）

- ・金三万円 椎名貞雄、正木一郎、磯山伸知、柳川征清
- ・山崎和秀、宮内久直、柏原久衛、椎木兵悟、加納豊次
- ・金二万円 前田せつ子、大久保富子、武田一枝、柏原美枝
- ・金五万円 阿須間俊夫（前校長）

- ・津澄小へ
- ・ミニバスケットボール用後板一對（十三万円相当）
- ・根本正相（前校長）



一般質問

北浦村議会の三月定例会で行なわれた、一般質問の要旨を収録したものです。

…… 質問目次 ……

- 庁舎建設と村財政について
- 村道の廃道処理について
- 地籍調査と村道の廃道、占用について
- 三和小学校庭の未登記地について
- ゴミの不法投棄について
- ゴミ処理場の村営化について
- 庁舎建設と住民サービスについて
- 商工業の振興策について
- 小中学校校舎の整備計画について
- 小学校の統合計画について
- 今後の財政運営について
- 幼稚園の改築について
- 上水道事業の進め方について
- ため池の改修促進について
- 小団地の土地改良事業推進について

庁舎建設と

村財政について

斎藤明議員

庁舎建設と村財政についてありますが、庁舎建設については、慎重に事務が進められていると思いますが、当初計画によりますと事業費三億五千万円との説明でありましたが、現在になりますと四億五千万円ということ、一億円の増となり、これは本村の財政からみまして、かなりの額であります。

斎藤明議員
ただいまの件に関連して、振興計画に計上された道路整備計画に影響がないかどうかうかがいます。

村長 たしかに道路整備の面にも、いくぶんしわ寄せが来ております。農道関係で調査設計二本ばかり本年度見合せていただきました分については、来年度は予算計上しまして、執行したいと思えます。

村道の廃道

処理について

斎藤明議員
廃道処理の問題であります、本村でも、道路の改良等

によりまして、利用されない道路が出てまいりました。これらの不要の道路につき、本村では、廃道処理しないという方針に聞いております。玉造町、麻生町などにおいては、その処理の事例があります。本村においては、何か理由があつてやらないのか、その点をうかがいます。

村長 村道の廃道処理についてですが、これは、本村ではぜんぜんやっていないわけでありまして、隣接町村の状況を調査したのでありますが、麻生町では、ゴルフ場関連で公用廃止をしただけで、実質的に土地の処理は行っておりません。玉造町においても同様であり、一部ゴルフ場接続関係でつけ替えをしたところについて、隣接土地所有者の了解を得て処理したところがあるわけでありまして、開発に伴う道路関係について公用廃止の手続きをとっており、その処分については行っていない現況であります。

本村についても処理方法については研究してまいりたいと考えております。

ですが、話し合いの上で、受益者の皆さんの納得がゆけば、まだ調査しなければ補助起債もわからないわけであり、調査のうえ補助、起債がつくようであれば、来年度あたりから実施に踏み切りたいと思います。

ため池の

改修促進について

原一二三議員

この問題については、事態に即応したところの適切な対策を早急にしていただきたいことを要望いたします。

次に、水資源の問題、農業用水の問題であります、これにつきましても、何回かため池の問題を取上げております。本村におきましても、昭和四十八年だったと思いますが、中根の池の改良を最後として池の問題は打ち切りになっています。もちろんこれには、オイルショックという大きな問題もございましたので、一概にないがしろにしたということはないと思いますが、そのようなことであり、なお、発表された振興計画の中でも

農業用水確保については、ため池を改良して水資源としての利用効率を上げるといふことがうたわれておりまして、しかも、内容等には何もうたわれていないというふうに思います。

私は、ちょうど野原議員が農業委員会長の時代に、農業委員全員が命を受けて北浦村全域にわたるため池の調査をしたわけでありまして、そして、実体をは握し、この改良を一日も早く促進してほしいということとで建議をいたしているわけでありまして、先ほど申し上げました通り、四十八年度で何らの手も打たれていないのが現状ではないかと思っております。

当時調査した池は、八四個所ありまして、このうち急に整備を要するものが一四個所、将来整備を必要とするものが一九個所、汚染されてどうにもしようがないというのが二ヶ所、小規模であつてどうにも利用価値がないというのが四二個所、というふうになっております。

なお、八四個所の中には小貫の不動池のように池の形態

がないというもの、あるいは三和のはぎま池のように田んぼになってしまっているもの、こういうものがあるわけでありまして、この面積はおそらく二〇万平方メートル以上になつていと思いますが、一八万三七〇〇平方メートルなものが、その結果であります。

それで、現在、水の問題が非常に騒がれている時でありまして、この池の貯水能力を生かすため、老朽化のため何らかの対策を講ずれば、非常に立派な水資源として利用できることを確信して、私もは期待しておつたわけですが、本年もこの池の問題につきましても、何らの予算措置もされておられませんし、毎回一般質問の中で誰かがこの問題を質問しているわけでありまして、この問題は、真けんに取組んでいただきたいと思っておりますが、いろいろ事業の多い中ではあります、この直接我々に関係のあるため池の問題をいかに考えておりますか、うかがいます。

村長 ただ今の質問は、おせのとおりの三ヶ年計画の中

には盛ってはありませんが、五十四年から五十六年の計画の中で考えて行きたいと思っております。

小団地の土地改良

事業推進について

原一二三議員

再三申し上げますが、水の受益者の協力も必要でありまして、負担ということも当然で、同時に実態に即した村の施策をお願い申し上げる次第であります。

次に土地改良の問題であります、これにつきましても、すでに三和地区において実施の段階に入っている。成果をおさめているものと存するものであります。

それで、私が申し上げたいことは、湖岸の大型土地改良につきましても、産業課長の方からうかがうことにいたしまして、それでよろしいのです、この土地改良というよりは、湖岸の大型土地改良これが終わってから考えるということが、再三言われるわけでありまして、私は、そうではなくして、前にも申し上げました

が、組合組織でないと村ではかまっていられないということですが、水田にしても独自の整備事業がばつばつ進められています。これは、やはり、農政の問題として大きく取上げまして育成の実が上るよう何らかの手を打ってやるべきではないでしょうか。

小貫地区、次木地区などでも水田が一〇町歩近く、あるいはそれ以上になると思いますが、村の助成を待っているというところでやっています、これは勝手にやっています、もう少し村でみてやる必要があるのではないかと考えています。

それにつきまして、村長が全責任者ではありませんが、産業課長の湖岸の大型土地改良の現況とその問題に対する取り組み方をおたずねいたします。産業課長 現在の北浦沿岸のは場整備事業につきましても、面的工事がほぼ完了いたしました、パイプラインの伏設に入る状況であります。

なお、換地の面で若干問題というが、そういう状況もあるようですが、土地改

良区の説明によりまして、それらも解決に向っているような状況であります。

なお、こういう県営なりあるいは大きいほ場整備事業でなく、個々に取り組んでいるような土地改良事業についての対策であります、現段階では共同施行により効率的なほ場整備ができるということになります、当然のことながら、そのことにより省力化され、より近代的な農業経営ができるという観点から行政援助も考えられております、個々の問題については具体的に取組んでおりません。したがって、今後は、いろいろな形で土地改良事業がなされると思いますが、個々にそうしたことについては受益者と相談し、今後の土地改良事業の推進に役立つような、前向きな形で検討を加え、それが推進に当たりたいと思います。

原一二三議員

これはやはり、今後の課題として真けんに取組んでいただきたいと思っております。

次に、火葬場、霊園墓地の問題であります、本村にお

きましては、だいたい土葬が大半であつたというふうな考えておつたわけでありまして、昨今次第に火葬にふみ切つたところがだいぶ多くなつていふというふうなことを私も認識しているわけでありまして、振興計画の中でも火葬場の設立と計画が盛り込まれていますが、環境衛生の見地からあるいは墓地が非常に狭いというところで、いろいろな問題で、当然理由が多くあると思っております。話によれば、敷地がもう決つていふんだというところ、また聞かれるわけでありまして、具体的なこの問題がどのように進められているか、私は、その敷地が決つていふとすれば、周辺の方々と話し合ひはどの程度まで進められているか、予算の面はもられていませんが、やはり広域行政の中でやるものと思っております、この問題が具体的に内容をお聞かせいただきたいと思います。

村長

この面につきましても、広域行政の中で考えて行くということ、いろいろ話がありましたが、内容的には、

ぜんぜんどこでやるのかは決つておりません。

原一二三議員 私は、北浦に敷地が設けられた。そしてこの程度まで話が進んでいるということ、話を聞いたのですが、もし、そ

子どもと人権



子どもは、次代をになう国民として、健全に育成されなければなりません。それは、家庭はもとより、社会や国家の責務です。家庭が最も重要な子どもの育成の場とされるのは、子どもは、健全な家庭で育てられるのが最も自然で、望ましい姿だからです。

最近の世相をみると...

親や社会が、弱者である子どもの人権を簡単に踏みにくという事件、特に、親が自分の立場を守るために子どもを犠牲

のようないふことがある場合には、周辺の住民の方々と話し合いを十分行いまして、後日問題が起きないように進めていたいただきたいと要望するものであります。

人権法律相談

とき 7月6日・10時3時
ところ 北浦村中央公民館

麻生人権擁護委員協議会で法律人権相談所を開きますので、利用してください。

人権侵犯、不動産、交通事故、公害の問題など、相談内容は自由です。

相談はすべて秘密に扱い、無料です。

・父や母に愛人ができて、突然家を出し、子どもの監護教育を放棄されたなど、この他にも多数の事件があります。

これらの人権侵犯事件に対しては、法務局・地方法務局及び人権擁護委員が必要な調査をしたうえで、侵犯状態を排除したり、侵犯者に対して事理を説いて反省を促し、再び同様の侵犯をしないよう説示する等、適切な処置を講じて解決をはかっています。

・身体障害の子どもを世間体をはかかって学校にやらせなかったり、冷淡に扱い食事を与えない

所得税が戻ります

所得税の特別減税

こんど、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人が六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。還付方法と手続きは、次のとおりです。

＜サラリーマンの場合＞

本年六月一日現在において昨年と同じ会社勤務しているサラリーマンは、およそ六、七月ごろ、賞与や給与を受取るときに勤務先から還付されます。給与支払者の事務等の都合により、八月以降になる場合もあります。

＜事業所得者などの場合＞

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受け

られる金額をお知らせします。

その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して税務署に返送してください。

そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることとなります。

還付請求書を出してから受け取るまでに、一、二ヶ月かかる場合もありますのでご了承ください。

＜その他＞

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが今年になって五月末までに退職した人、また、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままの年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。

詳しいことは、潮来税務署所得税担当へおたずねください。

人事異動

四、五月に職員異動を行ないましたので、まとめておしらせします。(一)は旧職

○退職

梅原節子(保健衛生課)
塙 正義(出納室)
東山 哲(教育委員会)
本戸太右エ門(税務課)

○新採

小田由美子(幼稚園)
額賀忠和(教育委員会)
野村浩一(税務課)

○昇格

出納室長
方波見俊男(保健衛生課)
老人センター所長
河野秀雄(総務課)

給食センター所長
宮内孝知(総務課)

産業課農地係長
石間 操

保健衛生課国保係長
五十野芳男(産業課)

産業課長補佐
金田幸男

保健衛生課衛生係長

原田陽雄(建設課)
税務課納税係長
平山孝子(老人センター)

○異動

総務課
池田文子(幼稚園)
総務課付
原 操(老人センター)
税務課長
東山甲治(給食センター)

教育委員会
人見偉策(住民課)

総務課消防交通係長
平山隆吉(保健衛生課)

総務課行財政係長
本沢征四郎(税務課)

産業課
横瀬洋三(税務課)

○老人センター職員

河野薫・河野澄江・坂本トク・白戸栄・高橋トク・高柳なか

あ と が き

○ハナショウワフが、庭先に咲いています。

初夏の風は甘く、そこはかとなく若葉の香りを運んできます。

○これから梅雨期をむかえ、ジメジメした日が続きます。衣類は手まめに洗い、アイロンをかけ、サッパリと着ましょう。

○ふかし上がった新じゃがいもに、たっぷりバターをつけて食べると、初夏の味覚が口いっぱいひろがります。ソラマメ、サヤエンドウの最盛期でもあります。

○緑一色の田んぼ。野菜やタバコなど、これからほんとに忙しい季節。健康に気を付けてください。

人口の動き

住民基本台帳調 (4月)	
人口	11,282
男	5,616
女	5,666
世帯数	2,527
転出	79
転入	92
出生	13
死亡	13

